

【別紙 4】

評価基準

1 優先交渉権者の選考について

(1) 前提条件

次のいずれかの条件にあてはまる場合は、評価は行わず失格とする。

- ① 提案価格が「提案上限額」の範囲外である場合
- ② 仕様書の要件を満たさない場合
- ③ 履行期間内で作業スケジュールが組まれていない場合
- ④ 企画提案書、機能要件、導入スケジュール等の内容について、実現性の低い提案と判断された場合

(2) 評価指標及び優先交渉権者の決定

優先交渉権者の選考については、以下の 2 つの評価を行い、後述する「2 採点方法について」により算出した技術点・価格点の合計点を計算し、順位付けを行い、1 位を付けた審査委員数が多い提案者を優先交渉権者として決定する。1 位が同数の場合は、同数となったものについて 2 位と順位付けした審査委員数が多い者を上位として決定し、以下同数の場合は同様に 3 位、4 位と続ける。この方法によっても決定できない場合は、審査委員の総得点数が上位のものに決定する。

(ア) 技術点

【別紙 3】評価項目一覧（以下「評価項目一覧」という。）に基づく評価を行う。

(イ) 価格点

【様式 5 号】見積書により評価を行う。

※評価点算定により、小数が生じた場合には、小数点以下第 1 位を四捨五入する。

2 採点方法について

(1) 得点配分

評価の点数については、合計 1,000 点満点とし、得点配分については、次のとおりとする。

区分	配点
技術点	800 点
価格点	200 点(システム構築費用 90 点、システム運用費用 110 点)
合計	1,000 点

(2) 技術点の採点方法

① 必須項目

別添の「【別紙 1】業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」に定義された

要求要件を満たしているか否かを判定する。

② 評価項目

仕様書に定義された提案依頼事項について、評価項目一覧に基づき、提案の内容を評価する。

③ 評価方法

各項目について、評価項目一覧の評価基準項目に記載された内容の提案をした場合に次項④採点基準により、提案者ごとに評価を行う。

評価者の合計点数の平均点数（総合計点数÷評価者数）を、その提案者の評価点数とする。（小数点以下四捨五入）

④ 採点基準

評価項目一覧に記載されている評価視点及び評価基準により採点する。

(3) 価格点の採点方法

実施要領に記載した提案上限額により、「【様式 5 号】見積書」に記載された提案価格の評価を行う。なお、提案価格の採点にあたっては、次のとおりとする。

$\text{価格点} = \text{システム構築費用} + \text{システム運用費用}$
--

【システム構築費用】

① 一番金額の安い受託業者：満点（90 点）

② 次点以降：（一番安い受託業者の金額÷当該受託業者の金額）×90 点

【システム運用費用】

③ 一番金額の安い受託業者：満点（110 点）

④ 次点以降：（一番安い受託業者の金額÷当該受託業者の金額）×110 点